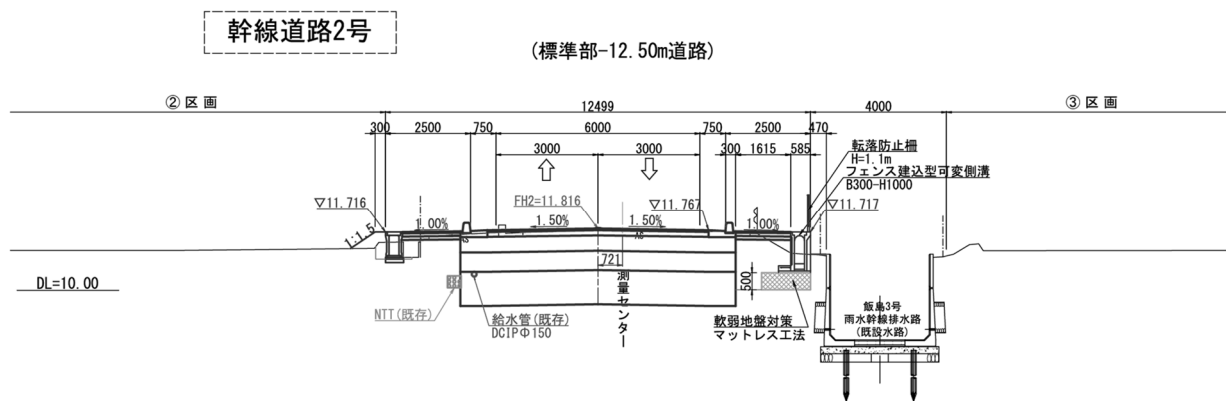
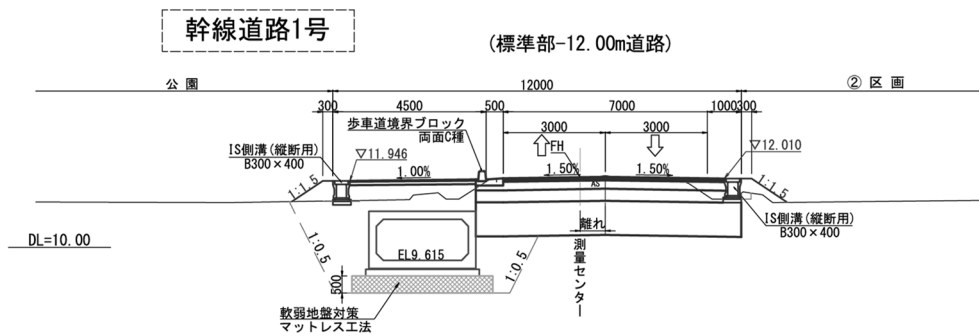


2.6.5 供給施設計画

(1) 給 水

川島町営水道より給水を受ける計画である。

(2) ガス供給

ガス供給業者と協議し、地区内にガスを供給する計画である。

(3) 電力供給

電力小売業者と協議し、地区全体に電力を供給する計画である。

2.6.6 処理施設計画

(1) 汚水排水

汚水排水については、進出企業ごとに汚水の排出量や水質が異なるため、進出企業ごとに個別処理を行い、下水道に放流する。

(2) 雨水排水

雨水排水計画は図 2-9、雨水抑制施設の断面図は図 2-10 に示すとおりである。

雨水排水については、公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存雨水幹線に放流する。

(3) 農業用水路

計画地内の農業用水路については、新たに水路整備を行った上で農業用水路の付け替えを行い、計画地の上流域から流下する農業用水を下流の既存農業用水路に接続させる。

また、現在、水田に灌漑を行っており、地下に埋設されているパイプラインを基本としている。計画地内の灌漑排水は、切り回しを行う予定であり、下流に影響がないように計画している。計画地外の水田については、用水路、排水路が十分に設置しており、雨水や耕作により湛水したものについては、排水する仕組みとなっているため、地下水への影響は極めて小さいと考える。

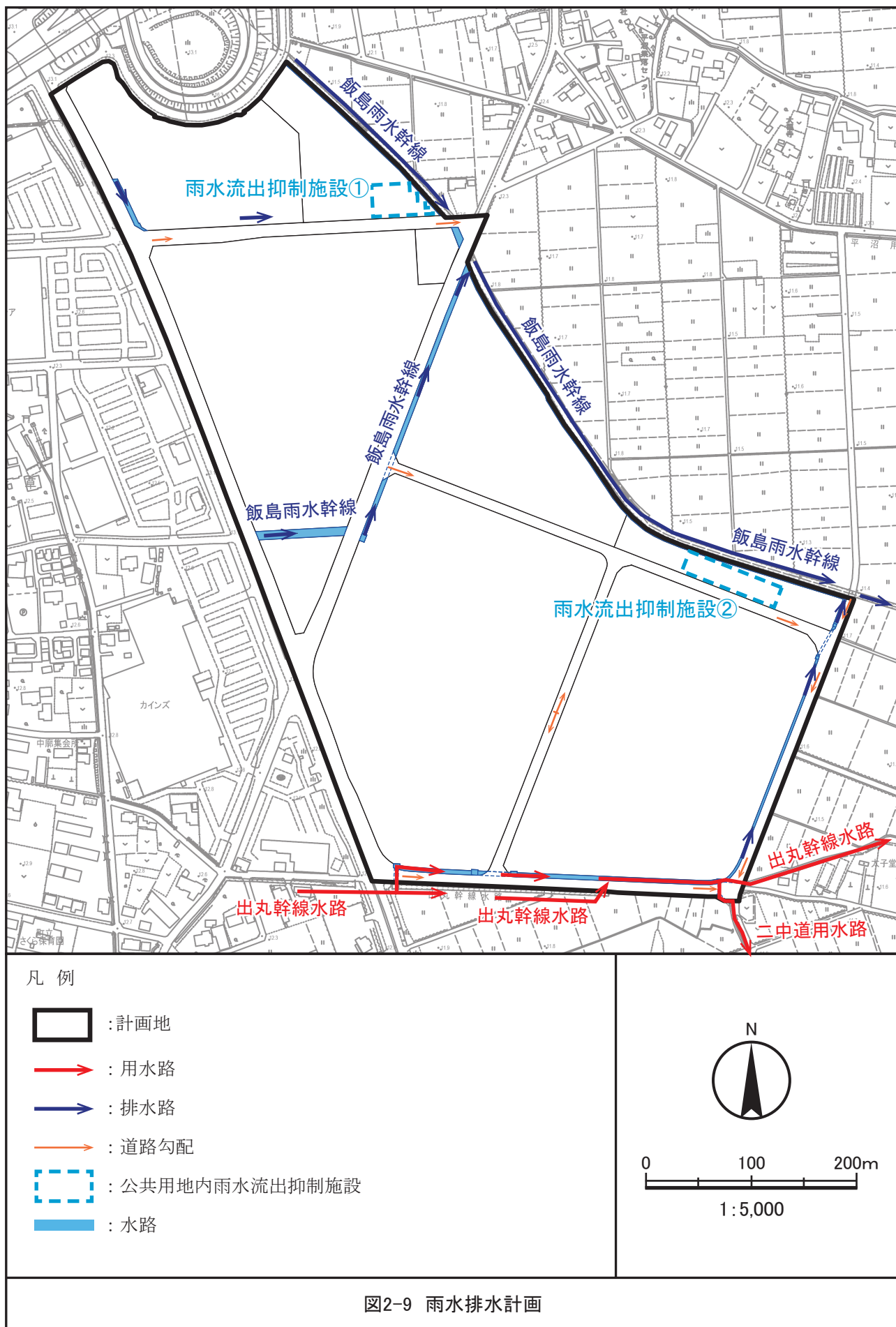
2.6.7 廃棄物処理計画

供用時の廃棄物処理については、各進出企業において、個別に適正に処理を行う。

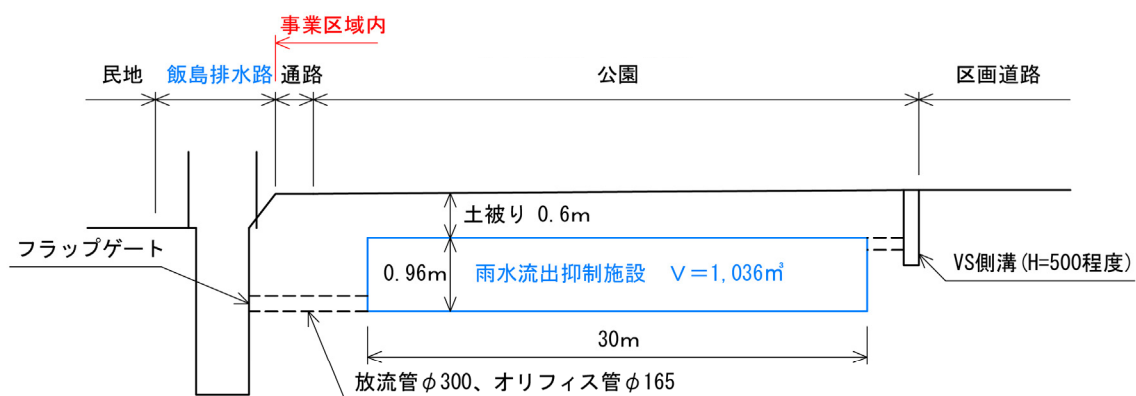
2.6.8 交通計画

(1) 主要な走行経路

供用時における関連車両の主要な走行経路は、図 2-11 に示すとおりであり、圏央道川島インターチェンジ、一般国道 254 号及び主要地方道鴻巣川島線等を経由し、計画地に至る経路を予定している。



【雨水流出抑制施設①】



【雨水流出抑制施設②】

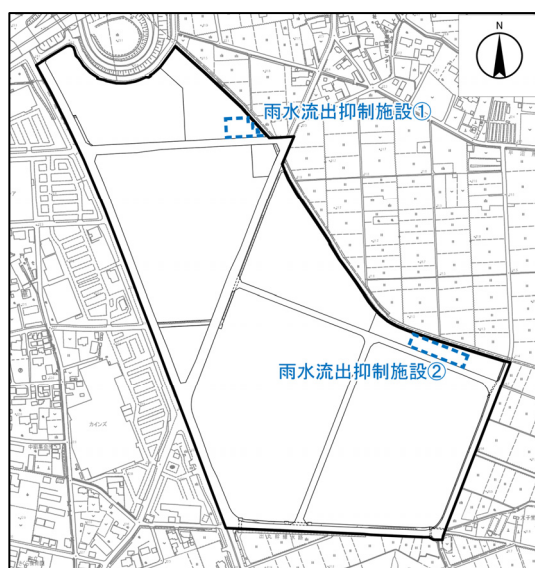
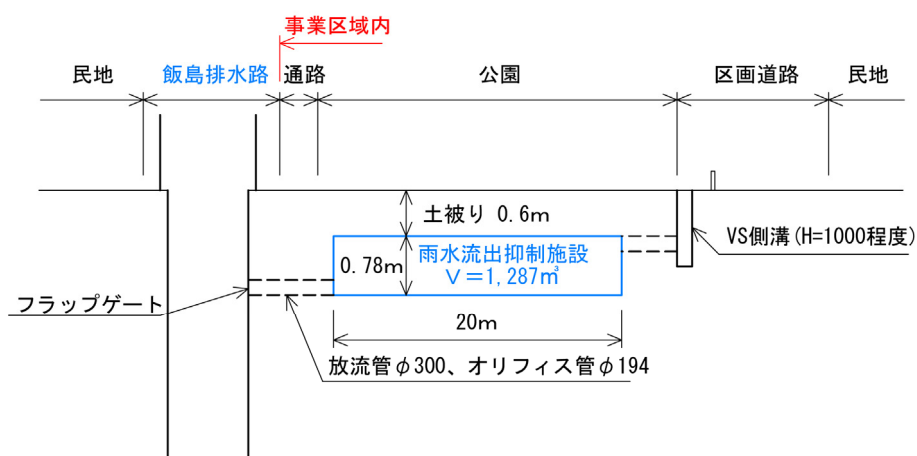
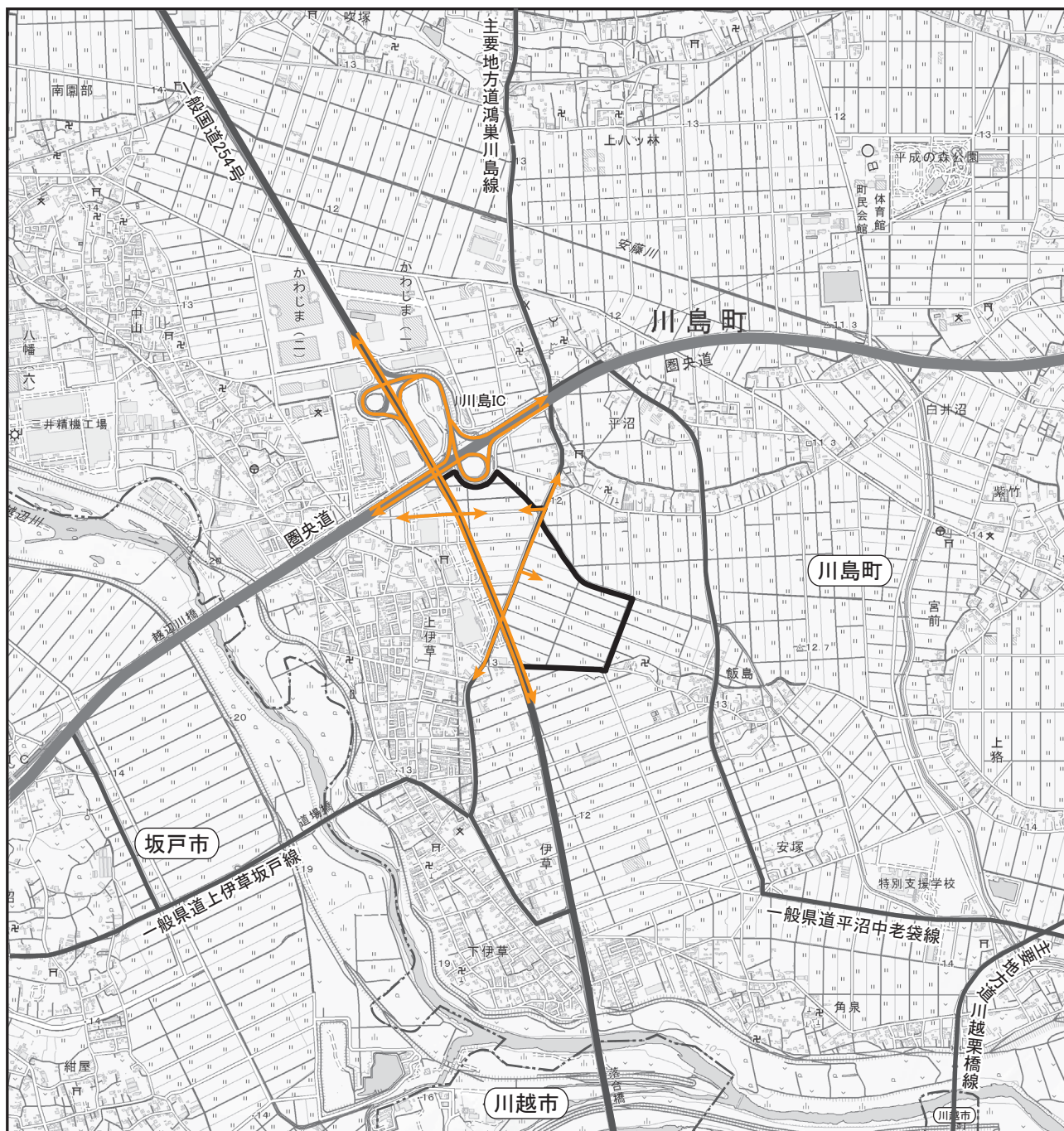


図 2-10 雨水抑制施設断面図



凡 例

- :計画地
- :市町界
- :高速道路
- :国道
- :主要地方道、一般県道
- ↔ :関連車両の主要な走行経路(供用時)



0 500 1,000m

1 : 25,000

図2-11 関連車両の主要な走行経路(供用時)

(2) 発生・集中交通量

① 大型車(企業用地;貨物車両等)

大型車の発生・集中交通量は、表 2-5 に示すとおりである。

発生・集中交通量の設定は、車両台数が最も多くなる運輸業を想定し、「第 5 回東京都市圏物資流動調査結果(平成 25～26 年度)」(東京都市圏交通計画協会)による物流施設の発生原単位を用いて、企業用地の敷地面積を乗じて算出した。

本事業における大型車の発生・集中交通量は、計画地全体で 1,642TE 台/日の計画である。

表 2-5 大型車(貨物車両等)の発生・集中交通量

項 目	単 位	数 値
敷地面積あたり発生貨物車台数(①)	台/ha・日	36
企業用地の敷地面積(②)	ha	22.8
貨物車(大型車)発生台数(③=①×②)	台/日	821
貨物車(大型車)発生・集中交通量(④=③×2)	TE 台/日	1,642

注) ①の発生原単位は、「第 5 回東京都市圏物資流動調査結果(平成 25～26 年度)」(東京都市圏交通計画協会)の物流施設の平均値を示す。

② 小型車

小型車の発生・集中交通量は、表 2-6 に示すとおりである。

工場用地及び従業員数を公表している事業の工業団地から、工場用地あたりの従業員数の平均値を求め、小型車の発生原単位とした。なお、発生台数としては、最大を見込み従業員 1 人 1 台の乗車として設定した。

本事業における小型車の発生・集中交通量は、計画地全体で 1,458TE 台/日の計画である。

表 2-6 小型車(従業員用車両)の発生・集中交通量

項 目	単 位	数 値
敷地面積あたり発生小型車台数(⑤)	人/ha・日	32
企業用地の敷地面積(②)	ha	22.8
小型車発生台数(⑥=⑤×②)	台/日	729
小型車発生・集中交通量(⑦=⑥×2)	TE 台/日	1,458

2.6.9 公園及び緑化計画

(1) 公園計画

公園計画は、図 2-12 に示すとおりである。

公園を計画地北側及び南側に配置する。公園内には樹木を多く植栽する緑地空間を計画し、植栽樹種についても当該地域の現存植生及び鳥類の餌となる樹種等を考慮し選定する。

また、計画地の公園には湿地環境を創出する。

(2) 緑化計画

緑化計画は、図 2-12 に示すとおりである。

潤いのあるまち並みが形成されるように、地区内では積極的に敷地内緑化を推進するとともに、環境負荷の低減及び周辺の住環境に配慮するため、緩衝緑地帯の整備を行う。

また、敷地面積 3,000 m²以上の進出企業には、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき敷地面積の 20%以上の緑地を確保するよう指導する。

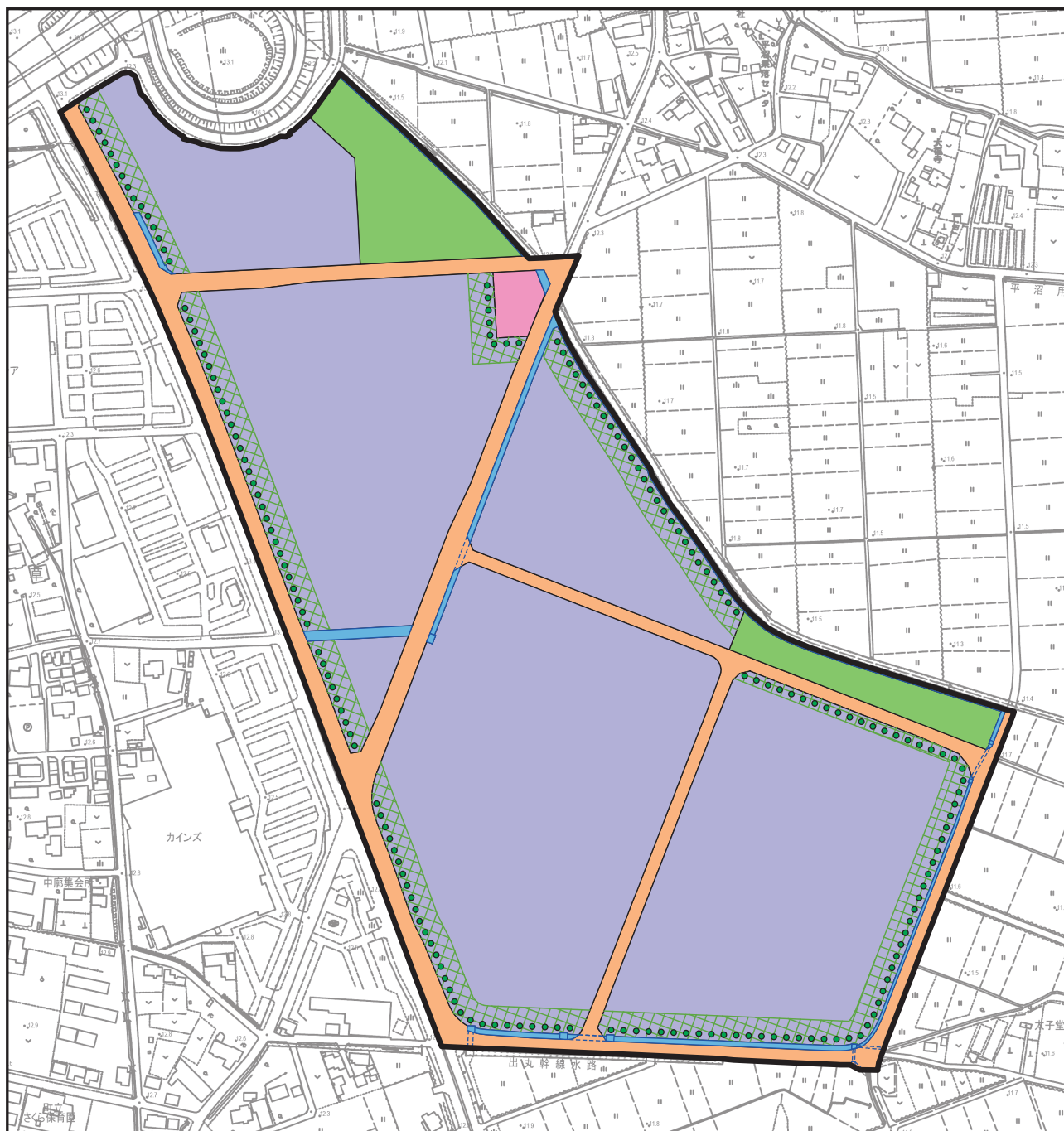
《ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に定める緑化基準》

① 対象地域

敷地面積 3,000 m²以上の建築行為（新築、改築、増築）で用途地域の定める地域

② 緑化を要する面積

敷地面積 $\times (1 - \text{建ぺい率}(60\%)) \times 0.5 = \text{敷地面積} \times 20\%$



凡 例



:計画地

【公園・緩衝緑地帯】



:公園・緑地



:緩衝緑地帯



:高木植栽帯



:企業用地



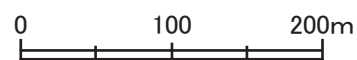
:下水道施設



:道 路



:水 路



1:5,000

図2-12 公園・緑化計画図

2.7 工事計画

2.7.1 工事工程

工事工程は表 2-7 に示すとおりであり、土地区画整理事業に係る工事は令和 8 年 8 月～令和 10 年 8 月の 2 年 1 ヶ月を計画している。

また、令和 10 年 4 月からは、進出企業による盛土工事、建設工事が行われる予定である。

表 2-7 工事工程

項目 \ 年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度	
1.道路工事						
2.用排水工事						
3.かんがい排水工事						
4.下水道工事						
5.上水道工事						
6.公園工事 (雨水流出抑制施設含む)						
7.支障物除去工事						
8.付帯工事						
9.進出企業盛土工事						
10.進出企業建設工事						

2.7.2 工事の概要

各工事の概要は以下に示すとおりである。

(1)道路工事

幹線道路や区画道路の工事を行う。ブルドーザ、バックホウ、振動ローラー等を用いて、道路整備等を行う。

(2)用排水工事

道路工事等の進捗に合わせて、バックホウを主力機械として工事を行う。

(3)かんがい排水工事

道路工事等の進捗に合わせて、バックホウを主力機械として工事を行う。

(4)下水道工事

推進部は道路工事等の進捗に合わせて、バックホウを主力に立坑を築造し、推進マシンにて推進工事を行う。開削部は土工事・道路工事の進捗に合わせて、バックホウを主力に工事を行う。

(5)上水道工事

道路工事等の進捗に合わせて、バックホウを主力に工事を行う。

(6) 公園工事(雨水流出抑制施設含む)

公園の造成等を行う。主な建設機械として、バックホウ、振動ローラー等を用いるとともに、雨水流出抑制施設ではラフタークレーンを用いて資材の揚重作業を行う。

(7) 支障物除去工事

バックホウにて支障物除去工事を行うとともに、ダンプトラックにて搬出する。

(8) 付帯工事

支障物は移動式クレーンにより除去するとともに、大型トラックにて適正に搬出を行う。

(9) 進出企業盛土工事

ブルドーザ、バックホウ、振動ローラー等を用いて進出企業盛土工事を各進出企業が行う。適宜、散水車等により防塵対策を実施する。

(10) 進出企業建設工事

企業建築工事としては、準備工事、杭工事、土工事、基礎工事、躯体工事、内外装・設備工事、外構工事を各進出企業が行う。

主な建設機械として、ブルドーザ、バックホウ、移動式クレーン、アースオーガー等であり、工事の進捗に応じて適切な建設機械を用いて作業を行う。

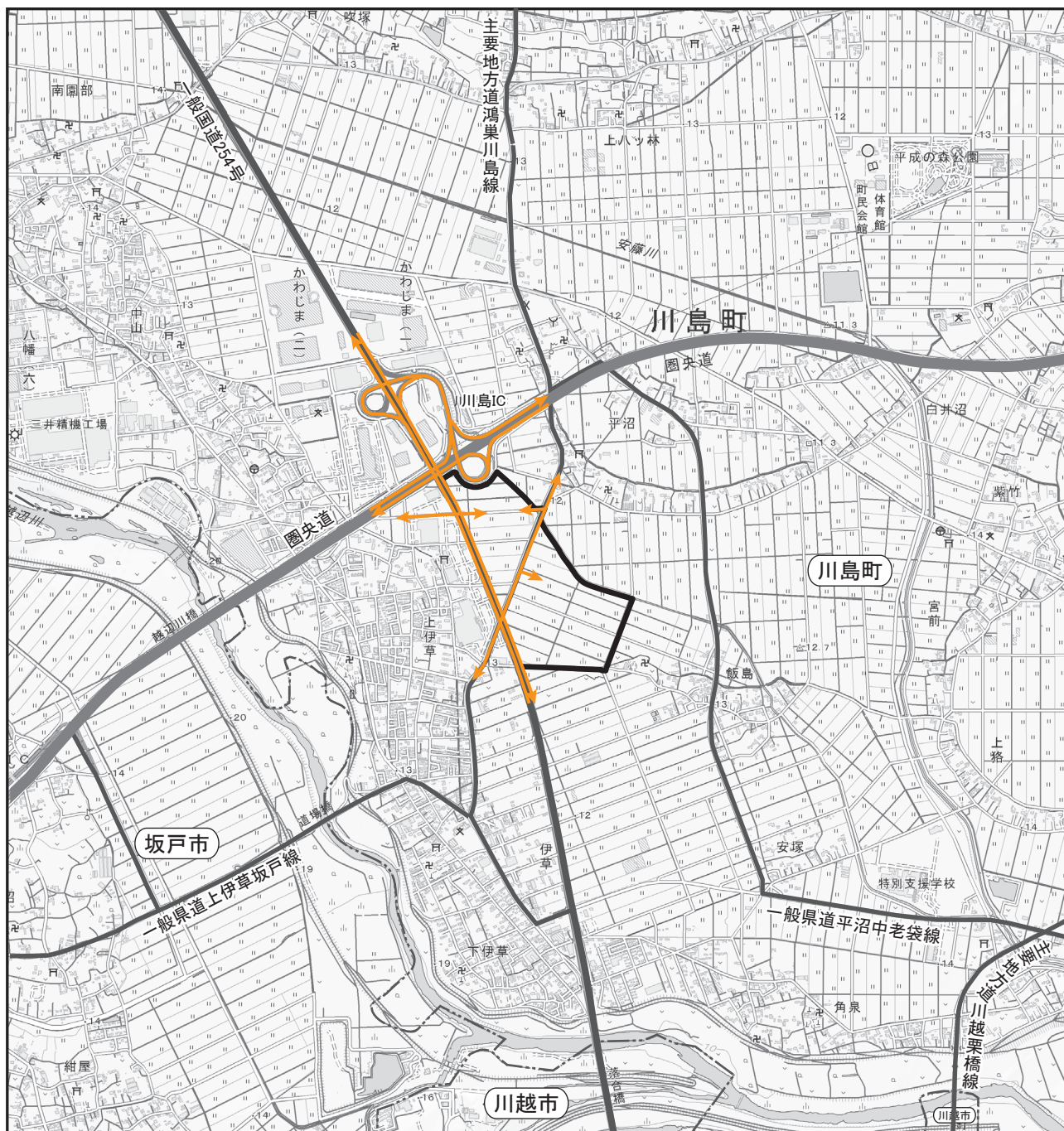
2.7.3 資材運搬等の車両の走行経路

(1) 資材運搬等の車両走行経路

資材運搬等の車両の主要な走行経路は、図 2-13 に示すとおりであり、圏央道川島インターチェンジ、一般国道 254 号及び主要地方道鴻巣川島線等を経由し、計画地に至る経路を予定している。

(2) 資材運搬等の車両台数

資材運搬等の車両台数(大型車)が最大となる時期は、工事開始 23～24 ヶ月目であり、この時期における 1 ヶ月あたりの発生台数は大型車片道 2,505 台/月及び小型車片道 750 台/月である。



凡 例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道、一般県道
- ↔ : 資材運搬等の車両の主要な走行経路



0 500 1,000m

1 : 25,000

図2-13 資材運搬等の車両の主要な走行経路(工事中)

2.7.4 建設機械

工事に使用する主な建設機械は、表 2-8 に示すとおりである。

建設機械の台数が最大となるのは工事開始 21～22 ヶ月目であり、稼働台数は 1,525 台/ピーク月である。

また、建設機械は 1 ヶ月あたり 25 日、1 日 8 時間(8～17 時(12～13 時を除く))稼働予定である。

表 2-8 主な建設機械の種類及び稼働台数(ピーク時)

工事の種類	機械名	規格	稼働台数(台/月)
道路工事	ブルドーザ	3t	50
	バックホウ	0.7m ³	50
	バックホウ	0.45m ³	100
	バックホウ	0.2m ³	100
	バックホウ	0.11m ³	100
	振動ローラー	3～4t 搭乗式コン バインド型	100
	振動ローラー	0.8 ～ 1.1 t 手押し式	100
	タイヤローラー	10t	100
	ロードローラー	10t	100
	移動式クレーン	25t	25
公園工事(雨水流出抑制施設含む)	バックホウ	0.7m ³	50
	バックホウ	0.45m ³	50
	バックホウ	0.11m ³	50
	振動ローラー	3～4t 搭乗式コン バインド型	50
進出企業盛土工事及び 企業建築工事	バックホウ	0.7m ³	250
	ブルドーザ	16t	125
	アースオーガー	100t	125
合 計		—	1,525

2.7.5 工事中における環境保全対策

工事にあたっては以下の環境保全対策を施し、周辺環境への影響を低減していく。

(1) 大気質

① 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 建設機械は、排出ガス対策型の機種の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

- ・ 資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

③ 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・ 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・ 計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。
- ・ 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。

(2) 騒音

① 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音を低減する。

(3) 振 動

① 建設機械の稼働に伴う振動の影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

(4) 水 質

- ・ 造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・ 計画地外への土砂の流出を防止するため、必要に応じて下流部に仮土堤、あるいは板柵等を設置する。
- ・ 濁水については、仮設水路にて仮沈砂池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。また、必要に応じて pH 調整を行う。
- ・ 施工中の盛土表面を締固めし、降雨による滞水や浸食等の影響の低減に努める。
- ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。
- ・ 造成等の工事による濁水等に係る浮遊物質、水素イオン濃度について、十分な監視を行い、必要に応じて追加の措置を講ずる。

(5) 地 盤

- ・ 工事中においては、定期的に地盤沈下量、変形等を観測する。
- ・ 地盤性状に合わせた適切な工法を選定する。

(6) 生物(動物、植物、生態系)

- ・ 造成工事については、段階的に施工するようにし、水路等についても切り回し等を行い、できる限り動物の移動が行われるように計画する。
- ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。
- ・ 計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音を低減する。
- ・ 工事用車両の運転者には運転時に動物への配慮を行うよう指導をする。
- ・ 工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。
- ・ 改変区域内に生育する保全すべき植物種については、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定したうえで、公園の一部に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。

(7) 自然とのふれあいの場

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮する。

(8) 廃棄物等

- ・ 造成等の工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

(9) 温室効果ガス等

① 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。